相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上天草市松島町阿村九五三番地、最後の住所東京都町田市南大谷一二九四番地三プレザンメゾン町田二〇六

被相続人　亡　岩尾モヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市御岳本町九番地一、最後の住所東京都青梅市御岳本町九番地の一

被相続人　亡　宮坂　光次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西海市崎戸町蠣浦郷一九〇一番地、最後の住所東京都町田市成瀬一九五五番地九

被相続人　亡　田中喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字住吉町五〇二番地、最後の住所新潟県三島郡出雲崎町大字住吉町五四二番地　被相続人　亡　小林清一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

事務所新潟市中央区西堀通七番町一五五五番地日生第五ビル五階

相続財産管理人　弁護士　大田　陸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市波田九七七〇番地七、最後の住所長野県松本市大字島内一六二七番地

被相続人　亡　髙山　嗣弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

長野県松本市大手四丁目六番六号

相続財産管理人　石曽根清晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡多良村大字上鍛治屋三二番戸、最後の住所不明

被相続人　亡　三輪乙三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県養老郡養老町高田四八三番地九

相続財産管理人　司法書士　西脇　良子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡小山町須走三五八番地四、最後の住所静岡県駿東郡小山町須走三五八番地の四

被相続人　亡　杉山　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

静岡県沼津市魚町一三番地　沼澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　相良　優太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区日本橋二丁目八一番地、最後の住所大阪府吹田市津雲台五丁目一九番一五―五〇一号

被相続人　亡　佐々木時子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市一宮町北野呂三八六番地、最後の住所福岡県飯塚市内野三一六二番地

本陣園　被相続人　亡　鶴田　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

福岡県飯塚市新飯塚二一番二六号ＡＳビル二階

相続財産管理人　弁護士　西村　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑後市大字和泉一四三番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　野間口　真

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

福岡市中央区大名二丁目四番二二号新日本ビル五階

相続財産管理人　弁護士　鍋嶋　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糸島市神在六四三番地四、最後の住所福岡市西区小戸四丁目一九番八―二〇四号　被相続人　亡　深堀　一徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

事務所福岡市中央区赤坂一丁目一一番一三号

相続財産管理人　宮崎　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉麻市岩崎四五七番地、最後の住所福岡県嘉麻市岩崎五〇三番地一　長屋・ザ・野の花　被相続人　亡　梅野　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

福岡市中央区赤坂一丁目三番一四号

相続財産管理人　弁護士　西依　大輔

第60期決算公告

平成26年3月28日

青森市港町三丁目6番33号

青森ガス株式会社

取締役社長　竹中　義道

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	3,366,339	固定負債	2,992,966
有形固定資産	3,043,435	流動負債	2,286,735
無形固定資産	146	株主資本	△ 1,077,801
投資その他の資産	322,757	資本金	150,000
流動資産	835,560	利益剰余金	△ 1,227,801
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	△ 1,265,301
		（うち当期純利益）	（73,646）
資産合計	4,201,900	負債・純資産合計	4,201,900